

## 「第 53 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 3 月 24 日(水) 18 時 15 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

### 【危機管理監】

それでは、第 53 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、状況の報告、それから各局の主な取組について私の方からご報告をいたします。

次、世界各国の発生状況です。世界では約 1 万 2,400 万の方が感染され、約 270 万の方が亡くなられています。一番多いところは、アメリカ、約 3,000 万の感染者数、約 54 万という死亡者数になっております。

次が国内の発生状況になります。全体として 45 万 5,406 人の方が感染され、8,859 名の方が亡くなられています。

次が都の発生状況になります。これまで、累計で 11 万 8,041 人の方が感染をされました。このうち、退院等されている方、一番下になりますが、11 万 3,490 人の方が退院等されています。現在の入院者数 1,379 人、宿泊療養が 567、自宅療養が 535、亡くなられた方は 1,661 人という状況です。

次、直近の国の動きは現在ありません。

都の動きとしては、3 月 18 日に、前回、第 52 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応については特段特記事項はありません。

次が直近の各局の主な対応になります。政策企画局のところですが、3 月 18 日、1 都 3 県でテレビ会議を実施、共同メッセージの発出、共同取組の実施、そして、1 都 3 県知事によります国への共同要請を実施いたしました。

その下、総務局、3 月 22 日から「コロナ対策リーダー」の登録を開始しております。また、戦略政策情報推進本部と共管で、民間事業者のサービスを活用しまして、窓口等の混雑情報を発信しております。

次、主税局です。34 都税事務所等の全窓口の混雑状況の配信サービスを開始いたしました。

その下、生活文化局になります。一番下の欄です。東京都つながり創生財団と連携をしまして、都内外国人向けにワクチン接種に係るチラシを「やさしい日本語」で作成・配布をしております。

次、オリンピック・パラリンピック準備局です。感染防止対策の徹底と、運動前後の会食を徹底して控えるように呼びかけを行った上で、都立スポーツ施設等の利用を 3 月 22 日から順次再開をしております。

その下、都市整備局です。春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対しまして、繰り上げの継続を要請しております。

次、産業労働局、下の方になります。3月18日以降、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」におけます3月22日から3月31日までの取扱い、そして、飲食事業者向けテラス営業支援の追加募集について、飲食店を含む団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューの開始について、そして、テレワーク導入率の調査結果(3月前半分)を公表いたしました。また、休業支援金・給付金等の申請手続きに関する社会保険労務士による相談を開始しております。

次、一番下のところ交通局になります。当面の間、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを継続することを3月18日に公表いたしました。また、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げダイヤを継続して実施をしております。

次、教育庁のところです。都立学校の対応についてということで、区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知しております。

次、それではここで各局からご発言をいただきます。

次、まずリバウンド防止期間における都の対応案につきまして、総務局長からお願いいたします。

#### 【総務局長】

総務局からは、リバウンド防止期間における都の対応(案)についてご説明をいたします。

都では、感染の再拡大を防ぐため、3月22日からリバウンド防止期間としておりますが、都内の新規陽性者数は増加傾向にあることから、引き続き徹底した対策が必要であります。

このため、当面、4月21日までを、リバウンド防止期間とし、引き続き都民・事業者の皆様にご要請等を実施して参ります。

対応(案)でございしますが、対象区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は、4月1日0時から4月21日24時までといたします。

実施内容でございしますが、都民向けには、不要不急の外出自粛を、事業者向けには、営業時間の短縮、イベントの開催制限等を、現在と同様の内容で要請をいたします。

なお、4月22日以降の対応につきましては、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定をいたします。

施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的内容につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

営業時間短縮の要請や協力依頼については、現在と同様、営業時間を朝5時から21時まで、酒類の提供を11時から20時までといたします。

イベント関係の施設における収容人数や、イベントの開催制限につきましては、国の方針に基づき、4月18日24時まで現在と同様の要請等とし、4月19日以降、当面の間、スライドに記載のとおり緩和することといたします。

なお、以上の対応(案)につきましては、本日、書面開催をいたしました感染症対策審議会におきまして、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

総務局からの説明は以上でございます。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

次、続きまして協力金の支給につきまして、産業労働局長からお願いします。

**【産業労働局長】**

それでは、当局から協力金の支給についてご報告させていただきます。4月1日から21日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等の皆さんには、84万円の協力金をあらためて支給いたします。

また、申請にあたっては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要となります。申請開始時期等の詳細は改めてお知らせいたします。

以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

次、続きまして都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いします。

**【政策企画局長】**

はい。上野動物園などの都立施設の休館及び、都立公園での通行規制や特定エリアの立入制限、酒類を伴う宴会や飲食等の禁止につきましては、リバウンド防止期間中も継続をいたします。

なお、都立図書館と都立公園駐車場につきましては、都民の皆様の学習の機会や移動の手段を確保する観点から、4月1日より再開いたします。

以上の点につきまして、通知をいたしますので、適切にご対応ください。

以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

以上、ご報告のありました各局以外に、この場でご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ本部長からお願いいたします。

**【都知事】**

はい。第53回のコロナ感染症対策本部会議であります。

東京都は、3月22日からリバウンド防止期間に入りました。現在、新規陽性者数は増加傾向にありまして、ここで感染を抑え込むためにも、引き続き対策を徹底することが必要であります。

そこで、当面、4月21日までを、リバウンド防止期間といたします。

4月1日以降の都の対応につきましては、先程、総務局長から説明があったとおり決定をいたします。

事業者の皆様には、営業時間の短縮とイベントの開催制限などをお願い申し上げます。

産業労働局長から報告がありまして、4月1日から21日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、店舗ごとに84万円の協力金をあらためて支給をいたします。

申請に当たりましては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要となりますが、感染拡大の防止の徹底に向けて、ご登録をぜひお願いを申し上げます。

リバウンド防止期間中の協力金の支給などにつきましては、直ちに予算を措置する必要がございます。総額で1,074億円の補正予算を編成いたしました。

政策企画局長からの報告がありまして、現在休館をしている上野動物園などの都立施設、また利用制限をしている都立公園につきましては、リバウンド防止期間中も休館や利用制限を継続いたします。

なお、都立図書館と都立公園駐車場については、4月1日より、再開をいたします。

先程、1都3県の知事でテレビ会議を行いました。引き続き1都3県で緊密に連携をして共同取組を行うということとしたところであります。

リバウンドを何としてでも防ぐ。そして、各局においてはそのためにも、年度末・年度初めの事務引継等の時期ではございますけれども、対策が滞ることのないよう、気を引き締め対応に当たっていただきますようお願いいたします。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。